利用者視点を踏まえた I C T サービスに係る諸問題に関する研究会 第 5 回会合 議事要旨(案)

- 1. 日時 平成 22 年 4 月 6 日 (火) 15:00~17:00
- 2. 場所 総務省8階 第1特別会議室
- 3. 出席者(敬称略)
 - 〇構成員

相田構成員、岡村構成員、木村構成員、清原構成員、桑子構成員、長田構成員、藤原構成員、別所構成員、堀部構成員(座長)、松本構成員

(欠席:國領構成員、野原構成員)

OWG主査

CGM検討WG 宍戸主査 ライフログ活用サービスWG 上沼主査 安全管理措置WG 田島主査 違法音楽配信対策WG 菊池主査

Oオブザーバー

國井 消費者庁個人情報保護推進室長

〇総務省

長谷川総務大臣政務官、

福岡電気通信事業部長、山田総合通信基盤局総務課長、淵江事業政策課長、

二宮消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、

大内消費者行政課課長補佐、中村消費者行政課課長補佐、

長瀬消費者行政課課長補佐、村田消費者行政課課長補佐

4. 議事

(1) 開会

長谷川総務大臣政務官よりあいさつ

- (2)議題
 - (ア) 各WGにおける検討について
 - (イ) CGM検討WGにおける検討について
 - (ウ) ライフログ活用サービスWGにおける検討について
 - (エ) 安全管理措置WGにおける検討について
 - (オ) 違法音楽配信対策WGから第一次提言のフォローアップについて
- (3) 閉会

5. 議事要旨

(1) 各WGにおける検討について

資料2に基づき、事務局から、これまでの各WGにおける検討の概要と、第二次提言(案)の構成等について説明が行われた。

(2) CGM検討WGにおける検討について

資料3 (第二次提言(案)の「I CGMに関する検討について」)に基づき、CGM 検討WG 宍戸主査から説明が行われた。なお、主なやり取りは以下のとおり。

- (堀部座長) 総務省においては、インターネットと青少年について、90年代半ばから検討を行ってきている。最近では、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」で議論を行い、携帯電話フィルタリングの普及・改善については、3度の大臣要請を行っている。インターネット上の青少年保護については様々な問題が生じており、それらを敷衍する形で、CGMにおけるミニメールと通信の秘密の問題、年齢認証の問題等についての提言案をまとめていただいた。今後もさらに青少年保護に取り組んでく必要があると考えている。
- (清原構成員) WGの皆様のご検討に感謝申し上げる。私も、内閣府の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」のメンバーに加わっており、また安心ネットづくり促進協議会のメンバーとして、青少年インターネット環境整備法の趣旨に則り、民間の取組を支援させていただいている。CGM事業者がこうした対策に加わることについては意義のあることだと思う。この先の対応策についてヒントをいただければと思うが、ミニメールの内容に問題があることをCGM事業者が把握した場合には、犯罪回避、犯罪予防のために、どのような対応をとることになるのか。また、そのような対応をとることについて誰が正当な担い手になるのか、そして今後どのような法整備が必要なのか、教えていただきたい。
- (宍戸主査) ご指摘の点は必ずしも議論が詰め切れているわけではないが、第一義的には、 CGM事業者自らが、規約に基づいて青少年のメッセージ内容を確認することとなる。
- (清原構成員) ここまで法的整理を行っていただいたことは、非常に意義のあることと思う。具体的にどのように犯罪予防に結びつくのか、引き続き検討をお願いしたい。
- (堀部座長) 只今のご指摘については、引き続きどこかの場で検討をお願いしたい。
- (岡村構成員) 短い期間の検討でここまでまとめていただいたことに感謝申し上げる。別の観点の指摘になるが、第三者に漏示するというような、個人情報の目的外利用は避けるべきなのは当然である。従って、提言案のまとめの部分で、ミニメールの内容確認に際して取得した個人情報については、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを遵守した上で取得することという一文を入れていただきたい。
- (宍戸主査) CGM事業者が、利用者の同意を得ているからといって、取得した情報をいかようにも使えるものではないことは、WGにおいても同意を得ており、ご指摘のとおり、提言案を修正することに異存はない。

(3) ライフログ活用サービスWGにおける検討について

資料3 (第二次提言(案)の「Ⅱ ライフログ活用サービスに関する検討について」) に基づき、ライフログ活用サービスWG 上沼主査から説明が行われた。なお、主なやり取りは以下のとおり。

(堀部座長) 事業者が、個人情報も含めたライフログをどのように扱うべきか、詳細にご 検討いただいた。DPIという技術についても、通信の秘密との関係で法的整理を行っ ていただいたことは意義深い。配慮原則という形で事業者のライフログの取扱いの在り 方を示していただいたことも大変参考になると考える。

(岡村構成員) 提言案47ページ以降に示された配慮原則について、よい提言内容だと思うが、一点だけ指摘すると、53ページにある「⑤ 適切な安全管理の確保」について、ライフログの中には、個人情報に該当するものもあるだろうから、それは個人情報保護法に定められた法的義務の対象となるのであって、この配慮原則については、個人情報保護法の対象外である情報に対するものという趣旨でよいか。

(上沼主査) ご指摘のとおりの趣旨である。

(岡村構成員) また、58ページで引用されている平成16年7月7日の大阪地裁判決についてだが、平成17年6月3日に、大阪高裁において控訴棄却の判決が出ているので指摘させていただく。

(松本構成員) DPIについて、54ページの脚注の意味がよく理解できなかった。DPIにおいては、どうやって特定のユーザーやPCを識別しているのか。パケットの中身を見ているのはわかるが、特定のユーザーの通信であるとどうしてわかるのか。

(事務局) IPアドレスを用いて識別しているのが一般的である。ISPがパケット情報 を解析して、識別したアドレスに対して行動ターゲティング広告を出すことになる。

(4) 安全管理措置WGにおける検討について

資料3 (第二次提言(案)の「Ⅲ 安全管理措置に関する検討について」)に基づき、 安全管理措置WG 田島主査から説明が行われた。なお、主なやり取りは以下のとおり。

(堀部座長) 約20年前の平成3年に、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が策定され、平成10年に大幅に改正された。また、平成16年にはそれまでのガイドラインを取り入れる形で、新しいガイドラインが策定された。そして、平成17年4月1日には個人情報保護法が施行された。それぞれの時代には、それぞれの課題があり、今回も、時代の要請に応える形で、ガイドラインの改正を提案していただいた。

(相田構成員) 妥当な結論であると考える。提言案95~96ページに関連して、これから購入しようとしている暗号化に対応した商品については、認定制度のようなものを創設するよう提言するのか。

(田島主査) 本WGではそこまでは検討していないが、基準を示して、各事業者にご判断 をいただくという形になる。

(相田構成員) 商品を買った立場の企業としては、基準に適合しているかどうかの判定ができず、悪くいえば商品を売った側の企業の言いなりになるしかない。業界団体で何か取り組む必要があるのではないか。

(田島主査) ご指摘のとおりであると考える。95ページ②にあるように、基準の具体化・ 客観化に配慮しており、これを踏まえて各事業者にご対応いただくこととなる。

(桑子構成員) ビジネスの様々な局面において、このモバイルPC等の持ち出しに関して は問題になっている。今回検討された措置は、事業者にとって意義あるものだ。他の事業 分野のガイドラインにも組み込まれことが、ビジネスの進展に寄与すると思う。

- (5) 違法音楽配信対策WGから第一次提言のフォローアップについて 資料5に基づき、違法音楽配信対策WG 菊池主査から説明が行われた。なお、主な発 言は以下のとおり。
- (堀部座長) 違法音楽配信対策について、成果をあげつつあることがわかった。引き続き さらなる検討をお願いしたい。
 - ・本日の意見を踏まえて提言案を修正の後、今週中にパブリック・コメントに付す予定。
 - ・次回の第6回会合はパブリック・コメント終了後、5月を予定。

以上